

「乳児等通園支援事業事業者募集要項」に係るQ&A

No	項目	件名	質問内容	回答
1	3 事業内容 (3)実施方法	時間設定について	公立保育所の時間設定のように、園独自で、1日〇時～〇時・〇時～〇時 という時間設定が出来るという認識でよいですか？	お見込みのとおりです。
2	3 事業内容 (6)障がい児等への支援の提供 6 単価及び加算について	障がい児受入れ (特に医療的ケア)について	障がい児受入れ(特に医療的ケア)は現実的に非常に難しいです。利用児1人保育士1人になる可能性が大きく、配置が難しくなります。このような場合はどうすればよいですか？	本制度は、全てのこどもの健やかな育ちを支援することを目的としており、障がいの有無に関わらず、地域のこどもが誰でも通園できる体制の整備を求めています。 そのため、当初から特定の児童(障がい児等)の受け入れを想定しない形での申請はお受けできません。 本制度においては、障がい児等の受け入れに伴う加算措置(障がい児:600円/時間、医療的ケア児:2,500円/時間)が講じられているほか、地域全体の子どもの幅広く受け入れる仕組みとなっています。 特定の児童の受け入れのみで収支や負担を判断するのではなく、事業全体・園全体の運営状況を見据えた上で、すべての子どもを安全に受け入れるための人員配置や体制整備について、前向きにご検討ください。
3	5 運営・設備に関する基準	職員について	職員は、現在の職員配置との兼務でよいですか。	一般型で事業を実施する場合、事業の実施時間帯は「乳児等通園支援事業」に専ら従事(専従)する必要がありますが、事業を実施していない時間帯については、施設の他の業務に従事していただいて差し支えありません。 なお、余裕活用型は各施設の人員配置等を定める県または市の条例に従い、人員配置をしてください。
4	6 単価及び加算について	会計について	会計について、管理者は園長の兼務でよいですか？	お見込みのとおりです。 なお、管理者を園長(施設長)が兼務する場合、会計の支出(人件費)には含めないでください。
5	6 単価及び加算について	会計について	支出の方が多い場合はどう対応すればよいですか？	収入に「法人負担分」等と記載し、支出と収入を一致させてください。